

○危険物の規制に関する政令別表第4の取扱い

危険物の規制に関する政令別表第4

品名	数量	
綿花類	200 キログラム	
木毛及びかんなくず	400 キログラム	
ぼろ及び紙くず	1,000 キログラム	
糸類	1,000 キログラム	
わら類	1,000 キログラム	
再生資源燃料	1,000 キログラム	
可燃性固体類	3,000 キログラム	
石炭・木炭類	10,000 キログラム	
可燃性液体類	2 立方メートル	
木材加工品及び木くず	10 立方メートル	
合成樹脂類	発泡させたもの	20 立方メートル
	その他のもの	3,000 キログラム

備 考

- 1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- 3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 6 可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又はニのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又はニのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 - イ 引火点が40度以上100度未満のもの
 - ロ 引火点が70度以上100度未満のもの
 - ハ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キログラム毎グラム以上であるもの
 - ニ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キログラム毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 8 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- 9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

1 綿花類

- (1) トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。
- (2) 綿花類には、天然繊維、合成繊維の別なく含まれる。
- (3) 羽毛は綿花類に該当する。
- (4) 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当する。
- (5) 不燃性の繊維として石綿、ガラス等の無機質のもの、難燃性の繊維として塩化ビニリデン系のものは指定可燃物から除外される。
- (6) 不燃性又は難燃性の判断については、「45度傾斜バスケット法燃焼試験」に基づき行うものとする。

2 木毛及びかんなくず

- (1) 木毛とは、木材を細薄なひも状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材だけに限らず、木綿（もくめん）、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等も該当する。
- (2) かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。
なお、製材所等の製材過程で出る廃材、おがくず及び木端は該当せず、「木材加工品及び木くず」に該当する。

3 ぼろ及び紙くず

- (1) ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣類等が該当する。
なお、古本及び古着として販売されるようなものは、それぞれ本及び衣服としての本来の製品価値があるものとして取り扱うが、再生紙の原料として回収された古本や切り刻んでウエスの材料として使用される古着等は、本来の製品価値を失ったものとして取り扱うものである。
- (2) 不燃性又は難燃性の判断については、「45度傾斜バスケット法燃焼試験」に基づき行うものとする。

4 糸類

- (1) 糸類とは、紡績工程後の糸及び繭をいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂（11参照）の釣り糸も該当する。
- (2) 不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当する。
- (3) 不燃性又は難燃性の判断については、「45度傾斜バスケット法燃焼試験」に基づき行うものとする。

5 わら類

- (1) わら類には、^{ちわら}藎、こも、なわ、むしろ等が該当する。
- (2) 乾燥藁とは、藁草を乾燥したものをいい、畳表、ござ等がこれに含まれる。
- (3) こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類に該当しない。

6 再生資源燃料

- (1) 再生資源燃料とは、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)に規定する再生資源を原材料とする燃料等であり例として次のようなものがある。

なお、製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状とただけのものは除かれる。

ア RDF (Refuse Derived Fuel)

家庭から排出される生ゴミ等を原料として、成形、固化することにより製造されたもの

イ RPF (Refuse Paper and Plastic Fuel)

廃プラスチック類と古紙等を原料として、成形、固化することにより製造されたもの

ウ 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料(廃プラスチックを添加する場合もある)とし、添加剤等を加えて製造されたもの

- (2) 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工するなど、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当する。

資源の有効な利用の促進に関する法律(抜粋)

第2条第4項 この法律において「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

7 可燃性固体類

- (1) 可燃性固体類とは、危険物令別表第4備考第6号で引火点、燃焼熱量、融点等の要件により定義されており、O-クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当する。
- (2) 危険物令別表第4備考第6号の燃焼熱量及び融点については、JIS K 2279(原油及び石油製品一発熱量試験方法及び計算による推定方法)、JIS K 0064(化学製品の融点及び溶融範囲測定方法)による。

8 石炭・木炭類

- (1) 石炭は、無煙炭、瀝青炭、褐炭、亜炭、泥炭等で天然に産するものをいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。
- (2) 木炭は木を焼いて人為的にこしらえたものが該当する。
- (3) 練炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で豆炭や炭団もこれに該当する。
- (4) 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しないものである。

9 可燃性液体類

可燃性液体類とは、次のものをいう。

ただし、(1) については液体であるもの、(2) から (4) については1気圧において温度20度で液状であるものに限る。

- (1) 法別表第1備考第14号において第2石油類から除外されているもの、すなわち危険物規則第1条の3第5項に規定される、可燃性液体量が40%以下で引火点が40度以上、かつ、燃焼点が60度以上のもの
- (2) 法別表第1備考第15号、第16号において第3石油類、第4石油類から除外されているもの、すなわち危険物規則第1条の3第6項に規定される、可燃性液体量が40%以下のもの
- (3) 法別表第1備考第17号において動植物油類から除外されているもの、すなわち危険物規則第1条の3第7項に規定される、一定のタンクに加圧しないで、常温で貯蔵保管されているもの又は一定の容器に収納され貯蔵保管されているもの
- (4) 引火性液体の性状を有する物品で1気圧において引火点が250度以上のもの

10 木材加工品及び木くず

- (1) 製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組立てたもので完成品の一部品となるもの）及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。
- (2) 原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は木材加工品に該当しない。
ただし、原木のままで使用するまき、電柱材、木箱、建築用足場は、木材加工品に該当する。
- (3) 水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しない。
- (4) 廃材及びおがくずは、木くずに該当するが、軽く圧して水分があふれる程度に浸漬されたものは、木くずに該当しない。
- (5) 防災処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。

11 合成樹脂類

- (1) 合成樹脂とは、石油などから化学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。
熱を加えると軟化し、冷却すると固化する熱可塑性樹脂と加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれる。熱可塑性樹脂としては、塩化ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタル酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂

等が該当する。

(2) 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、概ね発泡率6以上のものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。

なお、発泡ビーズは、可燃性固体類に該当する。

(3) 合成樹脂類の不燃性又は難燃性の判断については次による。

ア JIS K 7201-2 (プラスチック—酸素指数による燃焼性の試験方法—第2部：室温における試験)に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとする。

イ 合成樹脂が粉粒状で当該試験法が要求する試験片形状に加工できない場合、又は融点が低いために当該試験法が適用できない合成樹脂については「粉粒状又は融点の低い合成樹脂の試験方法」により行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとする。

酸素指数 26 未満の合成樹脂の主な例

一般的に使用される合成樹脂類
アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂 (AS)
アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (ABS)
エポキシ樹脂 (EP) …… 接着剤以外のもの
不飽和ポリエステル樹脂 (UP)
ポリアセタール (POM)
ポリウレタン (PUR)
ポリエチレン (PE)
ポリスチレン (PS)
ポリビニルアルコール (PVAL) …… 粉状 (原料等)
ポリプロピレン (PP)
ポリメタクリル酸メチル (PMMA、メタクリル酸樹脂)

※ () 書は略号又は別名を示す。

※ 難燃化を行い、酸素指数が26以上となるものもある。

酸素指数 26 以上又は液状の合成樹脂の主な例

一般的に使用される合成樹脂類
フェノール樹脂 (PF)
フッ素樹脂 (PFE)
ポリアミド (PA)
ポリ塩化ビニリデン (PVDC、塩化ビニリデン樹脂)
ポリ塩化ビニル (PVC、塩化ビニル樹脂)
ユリア樹脂 (UF)
ケイ素樹脂 (SI)
ポリカーボネート (PC)
メラミン樹脂 (MF) …… 球状 (原料等)
アルキド樹脂 (ALK) …… 液状

※ () 書は略号又は別名を示す。

- (4) 合成樹脂製品には、合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品（靴、サンダル、電気製品等）であって、合成樹脂が容積又は重量において 50%以上を占めるものが該当する。
- (5) 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには、次のものが該当する。

ア 天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液（ラテックス）を精製したものであり、ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。

イ 合成ゴム

(ア) 天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である。

(イ) 合成ゴムには次のようなものがある。

- a スチレンブタジエンゴム（SBR）
- b ニトリルブタジエンゴム（NBR）
- c ネオプレンゴム
- d ブチルゴム
- e ステレオラバー
- f ハイバロン
- g アクリルゴム
- h シリコンゴム（ケイ素ゴム）
- i フッ素ゴム
- j ウレタンゴム

ウ 再生ゴム

廃棄物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等がある。

エ ゴム製品

ゴムを主体とした製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、タイヤ、ゴルフボール等）であってゴムが容積又は重量において 50%以上を占めるものは該当する。ただし、エポナイト（生ゴムに多量の硫黄を加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。）は該当しないものとする。

オ フォームラバー

(ア) ラテックス（水乳濁液）配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。

(イ) フォームラバーには、次のようなものがある。

- a エバーソフト
- b グリーンフォーム
- c ファンシーフォーム
- d ラバーソフト
- e アポロソフト

- f ヤカイフォーム
- g マックスフォーム
- h ハマフォーム

カ ゴム半製品

原料ゴムとゴム製品との中間工程にあるすべての仕掛品が該当する。

- (6) 不燃性又は難燃性ゴムにはシリコン（ケイ素）ゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫することで不燃性又は難燃性となる。

12 品名の異なる指定可燃物が一体となった製品等

- (1) 品名が異なる指定可燃物が一体となった製品（例：ビーチサンダル、ソファー等）は、当該品名に係る「数量」の単位の重量又は容積により、製品の50%以上を占める場合には、指定可燃物の品名に該当する。
- (2) 指定可燃物の品名に該当する物品と該当しない物品で造られている製品は、当該品名に係る「数量」の単位の重量又は容積により、品名に該当する物品が製品の50%以上を占める場合には、指定可燃物の品名に該当する。